

令和7年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月21日（火）午前10時から10時21分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

| | | |
|-------------|-----|---------|
| 会長 | 10番 | 大 場 保 孝 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 町 田 裕 |
| 農業委員 | 1番 | 村 越 則 人 |
| | 3番 | 長 嶋 隆 夫 |
| | 4番 | 高 野 直 政 |
| | 5番 | 長 島 教 夫 |
| | 6番 | 町 田 文 利 |
| | 8番 | 長 島 成 子 |
| | 9番 | 八木原 智 宏 |
| 農地利用最適化推進委員 | 第1 | 中 光 敏 |
| | 第2 | 町 田 幸 広 |
| | 第3 | 町 田 勝 一 |

4. 欠席委員（1人）

| | | |
|------|----|---------|
| 農業委員 | 7番 | 大 野 雅 弘 |
|------|----|---------|

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 浅 見 聰 |
| 書記 | 長 嶋 昭 浩 |
| | 赤 岩 亮 輔 |

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。では、定刻になりましたので、本日の会議を開催させていただきます。

本日は、7番、大野雅弘委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、町田文利委員、8番、長島成子委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第21号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号について説明いたします。

議案第21号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は畠が1筆です。計画面積は204平方メートルであります。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は千葉県松戸市在住の方であります。申請理由は所有権移転となっております。

4ページ目を御覧ください、案内図1で場所についてご説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体

的な場所ですが、坂氷交差点から北北東に約250メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして、譲受人が農地を取得し、農作物の栽培をするための申請となっております。申請地は、長年譲受人により耕作が続けられてきました。譲受人が購入の意向を示したところ、譲渡人が快諾したため本申請に至りました。現在栽培している葉物野菜やオクラ等の露地野菜を引き続き栽培する予定であります。

3ページ目を御覧ください、審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する違反転用がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第21号について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第21号について所見を申し上げます。

10月15日午後1時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、坂氷交差点から北北東に約250メートルになります。議案第21号の申請地は、これまで譲受人が耕作を続けてきた土地ですが、今回土地を購入し、所有権を得るための申請でございます。譲受人の自宅が申請地と道を挟んですぐであり、これまで耕作を続けてきたことからも、全部効率利用要件は満たしているかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願ひいたします。

長島委員 補助委員の長島です。上程されました議案第21号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、10月15日午後1時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。議案第21号の申請地につきましては、譲受人がこれまで耕作を続けてきたことと、自宅が近隣であることから、常時従事要件につきましては問題はないかと思われます。

また、事務局の説明のとおり、その他の要件も満たしていると判断でき、特段問題はないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質疑はございますか。質疑ございませんか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第21号に関する件につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議長 全員賛成です。

よって、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することと決定いたしました。

日程第4、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第22号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号について説明いたします。

議案第22号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は畠が1筆です。計画面積は0.48平方メートルであります。申請者は町内在住の方で、申請理由はテレビアンテナ用支柱となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根八坂神社から北北西に約100メートルのところが申

請地になります。

申請地は、令和5年11月頃からテレビアンテナ用支柱が設置されております。例年申請しているシバザクラの臨時駐車場の申請を行う際に発覚いたしまして、始末書を添付しての申請となっております。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和7年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和7年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第22号について所見を申し上げます。

10月16日午後2時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、宇根八坂神社から北北西に約100メートル付近になります。今回の申請は、既に設置されているテレビアンテナ用支柱に関する申請です。テレビから得られる災害などの緊急情報は、生活する上でとても重要なものであることから、今回の転用についてはやむを得ないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員、お願いいいたします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第22号について所見を申し上げます。

申請書類並びに添付書類を精査し、10月16日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。本申請は農地内の端に位置しており、転用面積も全体面積に対し僅かな面積であることから、農地の営農への影響は少なく、周辺農地への影響も少ないと想われる所以、今回の転用については、特段問題はないのではないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

質疑に移ります。

何か質疑はございますか。

長嶋委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、読ませていただいて、コンクリートで支柱を立てたということではないですか。もしこれが仮にコンクリートでなく、ただ支柱を土に埋め込んだ場合、その場合もやはり転用というのは必要になるのでしょうか。

事務局 基本的にはコンクリート支柱でなかったとしても、その部分は転用というふうな形になります。

長嶋委員 どんなに小さくても。

事務局 はい。そうです。

長嶋委員 分かりました。では、もう転用が必要ということで。

事務局 そうです。

長嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。ございませんね。

[「なし」]

議長 では、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第22号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議長 全員賛成です。

よって、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することと決定いたしました。

日程第5、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第23号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号について説明いたします。

議案第23号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は畠が1筆です。計画面積は69平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方で、申請理由は敷地拡張となっております。

8ページ目を御覧ください、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校から南に約250メートルのところが申請地に

なります。

申請地は、譲受人の居宅と息子、娘夫婦の居宅の間にあり、家族間での支援をする際の妨げとなること、来客用の駐車場の設置の必要性があることから、譲受人は申請内容にあるように敷地の拡張を検討しておりました。譲渡人と交渉が進む中で、話の行き違いから、娘夫婦の居宅を建築する際の重機の搬入口としての利用、敷地を隔てるブロック塀の除去などが先行してしまいました。農地法の手続をしないまま施工してしまったとのことで、始末書を添付しての申請となります。農地区分は、申請地が水道管、下水管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月15日午後1時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から南に250メートル付近になります。今回の申請は、敷地拡張のための申請です。事務局の説明にもありましたとおり、来客用の駐車場の必要性があることや、申請地が親族の居宅の間に位置しており、家族間の支援等のために居宅間の往来が必要であることなどから、転用はやむを得ないのではないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいいたします。

長島委員 補助委員の長島です。上程されました議案第23号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、10月15日午後1時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地については、これまでも畑としての利用がされていない部分であるため、転用による周辺農地へ影響は少ないと考えられますので、転用は特段問題がないのではないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移りたいと思います。

何かご質疑ございますか。ありませんか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第23号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 异議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

(午前10時21分)